

令和2年度

浜松医科大学光先端医学教育研究センター  
医用動物支援資源部  
自己点検・評価報告書

令和3年7月

## 目 次

<b>1. 自己点検結果</b>	
(1)学内規程・関連規則等	2
(2)動物実験委員会	2
(3)実験室および飼養保管施設の委員会審査ならびに学長承認	2
(4)動物実験計画書の委員会審査および学長承認ならびに動物実験報告書	2
(5)動物実験の実施ならびに安全管理	2
(6)教育訓練	2
(7)実験動物の飼養保管	2
(8)施設等の維持管理	3
(9)情報公開、防災対策など	3
<b>2. 自己評価結果</b>	
(1)学内規程・関連規則等	4
(2)動物実験委員会	4
(3)実験室および飼養保管施設の委員会審査ならびに学長承認	4
(4)動物実験計画書の委員会審査および学長承認ならびに動物実験報告書	4
(5)動物実験の実施ならびに安全管理	4
(6)教育訓練	4
(7)実験動物の飼養保管	5
(8)施設等の維持管理	5
(9)情報公開、防災対策など	5
<b>3. 自己点検資料</b>	6

7 ページ以降  
は、6 ページ  
を参照くださ  
い。

## 1. 自己点検結果

### (1) 学内規程・関連規則等

平成 19 年度に以下の 1) から 6) の学内規程、細則等が整備され、その後、必要に応じて加筆修正等が行われている。

- 1) 浜松医科大学動物実験規程 (自己点検資料 1)
- 2) 浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則 (自己点検資料 2)
- 3) 浜松医科大学動物実験細則 (自己点検資料 3)
- 4) 浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程 (自己点検資料 4)
- 5) 浜松医科大学光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部運営委員会内規 (自己点検資料 5)
- 6) 浜松医科大学動物実験施設利用細則 (自己点検資料 6)

### (2) 動物実験委員会

本年度の委員として、動物実験規程に基づき計 10 名が選出された(自己点検資料 7)。委員会開催は、本委員会 1 回(令和 2 年 7 月 15 日)ならびに持ち回り委員会 13 回が開催された(自己点検資料 8)。

### (3) 実験室および飼養保管施設の委員会審査ならびに学長承認

本年度は動物実験室の新規設置申請 8 件および実験室の廃止申請 2 件があり、委員会審査の後、学長承認が得られた(自己点検資料 8)。

### (4) 動物実験計画書の委員会審査および学長承認ならびに動物実験報告書

本年度は動物実験計画書の新規申請が 70 件、また、承認済み計画書の変更申請が 25 件あった。95 件の申請の内、学長承認が 83 件、未承認(組換え DNA 実験安全委員会の承認待ち)12 件であった(自己点検資料 8, 9)。

また、本年度終了の動物実験報告書(完了報告書 51 件、中間報告書 128 件、中止報告書 10 件)が委員会へ提出された。5 件未提出であった。(提出率 97.4%)

### (5) 動物実験の実施ならびに安全管理

本年度承認された動物実験計画書件数は 83 件のうち、バイオセーフティ、組換え DNA、放射線、および化学発癌にかかる件数は、それぞれ 3、37、9 および 1 件であった(自己点検資料 9)。

申請された動物実験計画書について学長が特に指示した改善措置等はなかった。また、実験動物の施設外逸走等の事故の発生もなかった。

### (6) 教育訓練

本年度は教育訓練を 15 回開催し、158 名が受講した(自己点検資料 10)。コロナウイルス拡大防止のため、今年度から教職員、大学院生および外国人の受講希望者には eAPRIN の「実験動物の取り扱い(動物実験の基礎知識および動物実験の実施にあたり配慮すべきこと)」を受講後、動物実験の基本である法令、本学の動物実験規程などの講義を 90 分の講習を行った。基礎配属学生(8 名の医学科 3 年生)および医学部医学科 1 年生(112 名)

に対しては動物実験の基本である法令、本学の動物実験規程などの講義を 90 分行った。

### (7)実験動物の飼養保管

過去 5 年間に搬入された実験動物の搬入数および1日当たりの飼養数を動物種別に示した(自己点検資料 11)。なお、飼養保管は、標準操作手順書(Standard Operation Procedure(SOP)マニュアル)(自己点検資料 12)に準拠して行われた。

### (8)施設等の維持管理

#### 1) 実験室および飼育室の管理

実験室および飼育室については施設により管理されている。利用者は使用終了時に、また、施設職員は平日ならびに土曜日および日曜日に点検し、記録した。なお、施設職員による点検結果については施設内の掲示板で報告した。

#### 2) 空調設備、オートクレーブおよびエレベータの管理および点検

空調設備についてはエネルギーセンターで中央管理し、センター職員が毎日点検した。オートクレーブ 3 台については法定点検が実施された。

#### 3) 補修(修繕)、改修等の記録および報告

2020 年 11 月から 2021 年 6 月までの予定で動物施設の空調工事が行われた。エレベータ 1 基およびダムウェータ 1 基の改修工事が行われた。

### (9)情報公開、防災対策など

#### 1) 情報公開

本学の動物実験に掛る報告書および関係書類等を本学のホームページ上で公開した。

#### 2) 防災対応

人身の安全確保、法令遵守の確保およびライフラインの確保について基本的対策は策定されている。

#### 3) その他

##### a. 実験動物の感染症の発生の有無

本年度行った微生物モニタリング(自家検査)の結果、主要な感染症の発生はなかった(自己点検資料 13)。

##### b. 人獣共通感染症の発生の有無

本年度、人獣共通感染症の発生はなかった。

##### c. 労働災害の発生の有無

本年度、労働災害の発生はなかった。

##### d. 動物愛護団体等の妨害の有無

本年度、個人、団体による妨害の発生はなかった。

##### e. 災害、事故などの有無

本年度、災害および事故はなかった。

## 2. 自己評価結果

### (1)学内規程・関連規則等

浜松医科大学動物実験規程(規程第 5 号) が平成 19 年 1 月 11 日に制定されている。その他、関連する浜松医科大学動物実験細則(細則第 13 号、平成 19 年 6 月 27 日)、浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則(細則第 14 号、平成 19 年 6 月 27 日)等が整備されている。

以上、適切に整備されている。

### (2)動物実験委員会

浜松医科大学動物実験規程の第 4 章「動物実験委員会」に則って動物実験委員会が設置され、3 種類の役割を持った委員を含む 10 名の委員で構成されている。委員会の透明性を高めるために外部委員 1 名が含まれている。なお、本年度の委員会開催記録が議事要旨として保管されている。

以上、適正に機能している。

### (3)実験室および飼養保管施設の委員会審査ならびに学長承認

浜松医科大学動物実験規程の第 6 章「施設等」の第 13 条「飼養保管施設の設置」および第 15 条「実験室の設置」、並びに第 18 条「施設等の廃止」に則って飼養保管施設ならびに実験室の委員会審査および学長承認ならびに廃止に関する体制が定められている。なお、本年度申請された施設等(飼養保管施設および実験室)の承認および廃止に関する審査記録が保管されている。

以上、適正に実施されている。

### (4)動物実験計画書の委員会審査および学長承認ならびに動物実験報告書

浜松医科大学動物実験規程の第 5 章「動物実験等の実施」の第 11 条「動物実験の立案、審査、手続き」および浜松医科大学動物実験細則の第 3 条「動物実験に係る計画書並びに報告書の提出」に則って動物実験の実施体制が定められている。なお、本年度提出、審査および承認された動物実験計画書および動物実験計画変更追加承認申請書の審査記録が保管されている。また、本年度提出された動物実験報告書が保管されている。

以上、適正に実施されている。

### (5) 動物実験の実施ならびに安全管理

浜松医科大学動物実験規程の第 5 章「動物実験等の実施」の第 11 条「動物実験計画の立案、審査、手続き」および第 12 条「実験操作」ならびに浜松医科大学動物実験細則の第 4 条「動物実験の実施場所」および第 5 条「動物実験における 3R の遵守」に則って動物実験の実施体制が定められている。なお、本年度に提出された動物実験計画書の中で組換え DNA 実験、バイオセーフティ、放射線および発がん物質等にかかる実験については該当する委員会等の承認を得ていることが確認されている。

以上、適正に運用されている。

### (6)教育訓練

浜松医科大学動物実験規程の第 9 章「教育訓練」および浜松医科大学動物実験細則

の第 2 条「動物実験の実施資格」に則って教育訓練の実施体制が定められている。なお本年度に実施された教育訓練の記録が保管されている。

以上、適正に実施されている。

#### **(7)実験動物の飼養保管**

浜松医科大学動物実験規程の第 7 章「実験動物の飼養及び保管」ならびに浜松医科大学実験動物の使用及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則に則って実験動物の飼養保管体制が定められている。なお、マウスおよびラットについては微生物モニタリングが実施され、その記録が保管されている。また、マウス、ラット等の飼養保管施設については利用者および施設職員による飼養保管状況の点検が行われ、その記録が保管されている。

以上、適正に運営されている。

#### **(8)施設等の維持管理**

浜松医科大学動物実験規程の第 6 章「施設等」の第 17 条「施設等の維持管理及び改善」に則ってマウス、ラット等の飼養保管施設には点検表が整備され、利用者および施設職員による施設・設備等の維持管理状況の確認が行われ、記録が保管されている。

以上、適正に実施されている。

#### **(9)情報公開、防災対策など**

本学の動物実験に掛る報告書および関係書類等、ならびに、防災対策関係書類を本学のホームページ上 (<https://www.hama-med.ac.jp/about-us/mechanism-fig/pmperc/lab-animal/index.html>) の「情報公開」の「動物実験に関する書類等」で公開した。

以上、適正に実施されている。

### 3. 自己点検資料

	ページ
1. 浜松医科大学動物実験規程	7
2. 浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則	15
3. 浜松医科大学動物実験細則	18
4. 浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程	21
5. 浜松医科大学光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部運営委員会内規	26
6. 浜松医科大学動物実験施設利用細則	27
7. 令和 2 年度浜松医科大学動物実験委員会委員名簿	33
8. 令和 2 年度浜松医科大学動物実験委員会開催	34
9. 令和 2 年度動物実験計画の学長承認	35
10. 令和 2 年度浜松医科大学教育訓練実績	36
11. 令和 2 年度実験動物搬入数および 1 日当たりの飼育頭数	37
12. 実験動物飼養保管に関する標準操作手順書	38
13. 令和 2 年度微生物モニタリング実績	56

## 国立大学法人浜松医科大学動物実験規程

(平成 19 年 1 月 11 日規程第 5 号)

改正 平成 19 年 3 月 15 日規程第 39 号 平成 21 年 3 月 12 日規程第 33 号  
平成 23 年 6 月 9 日規程第 21 号 平成 24 年 9 月 13 日規程第 18 号  
平成 28 年 3 月 9 日規程第 38 号 平成 29 年 10 月 10 日規程第 55 号  
令和元年 12 月 5 日規程第 77 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 適用範囲(第 3 条)
- 第 3 章 組織(第 4 条)
- 第 4 章 動物実験委員会(第 5 条－第 10 条)
- 第 5 章 動物実験等の実施(第 11 条・第 12 条)
- 第 6 章 施設等(第 13 条－第 18 条)
- 第 7 章 実験動物の飼養及び保管(第 19 条－第 27 条)
- 第 8 章 安全管理(第 28 条－第 30 条)
- 第 9 章 教育訓練(第 31 条)
- 第 10 章 自己点検・評価・検証(第 32 条)
- 第 11 章 情報公開(第 33 条)
- 第 12 章 補則(第 34 条－第 36 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

- 第 1 条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)、動物の殺処分方法に関する指針(平成 7 年総理府告示第 40 号)及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならないことをいう。)の 3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。



(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48 時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部長(以下「部長」という。)とする。
- (10) 実験動物管理者 光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部副部長(以下「副部長」という。)とする。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

## 第 2 章 適用範囲

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用されるものとする。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

## 第 3 章 組織

(組織)

第 4 条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管の最終的な責任者として統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、浜松医科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## 第 4 章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していることの審議
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 自己点検・評価に関すること。
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- (委員会の構成)

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部長
  - (2) 副部長
  - (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 3 名（医学科基礎講座の教授又は准教授 1 名、医学科臨床講座の教授又は准教授 1 名、看護学科講座の教授又は准教授 1 名）
  - (4) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2 名（医学科基礎講座の教授又は准教授 1 名、医学部附属病院の教授、准教授又は講師 1 名）
  - (5) その他学識経験を有する者 1 名（倫理学又は法学の教授又は准教授）
  - (6) 学外の有識者 1 名
  - (7) 飼育技術者 1 名
  - (8) その他委員会が必要と認めた者
- (任期)

第 7 条 前条第 3 号から第 8 号までに規定する委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 8 条 委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第 9 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって委員会の決定とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

#### 第 5 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第 11 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験操作)

第 12 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
  - ウ 適切な術後管理
  - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき申請した実験期間中の毎年度 1 回、並びに実験終了時又は中止時において、所定の様式により、動物実験の実施状況、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

#### 第 6 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 13 条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、当該飼養保管施設の主任教員が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第 14 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。  
(実験室の設置)

第 15 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、当該実験室の主任教員が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48 時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。  
(実験室の要件)

第 16 条 実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。  
(施設等の維持管理及び改善)

第 17 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。  
(施設等の廃止)

第 18 条 施設等を廃止する場合は、当該施設等の主任教員が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

#### 第 7 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第 19 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 20 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 21 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第 22 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第 23 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第 24 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第 25 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第 26 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第 27 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

## 第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 28 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装置等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。

6 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第 29 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症の対応)

第 30 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

#### 第 9 章 教育訓練

(教育訓練)

第 31 条 学長は、以下の事項に関する所定の教育訓練を実施し、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせるものとする。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
  - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

#### 第 10 章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第 32 条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

#### 第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 33 条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等、委員会の構成等の情報)を毎年 1 回程度公表するものとする。

#### 第 12 章 補則

(準用)

第 34 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めるものとする。

(適用除外)

第 35 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

- 2 前項の目的であっても、外科的措置を施して研究を行う場合、薬理学実験による研究を行う場合、解剖学、生理学、病理学等の基礎科学の教育、実習に供する場合等はこの規程の適用を受ける。
- 3 畜産動物については、産業動物の飼養及び保管に関する基準(平成 25 年環境省告示 85 号)、生態の観察については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 19 年環境省告示 104 号)に準じて行うものとする。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 この規程制定後、浜松医科大学動物実験倫理指針(平成 16 年 6 月 10 日指針第 1 号)及び浜松医科大学動物実験倫理委員会規程(平成 16 年 6 月 10 日規程第 121 号)は廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規程第 39 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 12 日規程第 33 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 9 日規程第 21 号)

この規程は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 13 日規程第 18 号)

この規程は、平成 24 年 9 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日規程第 38 号)

この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 10 月 10 日規程第 55 号)

この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 5 日規程第 77 号)

この規程は、令和元年 12 月 5 日から施行する。

## 浜松医科大学実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する細則

(平成 19 年 6 月 27 日細則第 14 号)

改正平成 26 年 7 月 25 日細則第 11 号平成 27 年 9 月 15 日細則第 22 号

平成 28 年 5 月 26 日細則第 24 号平成 29 年 11 月 8 日細則第 25 号

平成 30 年 1 月 12 日細則第 1 号 平成 30 年 1 月 18 日細則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程(平成 19 年規程第 5 号。以下「規程」という。)第 36 条に基づき実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関して、必要な事項を定めるものとする。

(動物の搬入・搬出及び検収・検疫)

第 2 条 利用者は、動物の搬入・搬出に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 納品された動物は、実験動物管理者が指定した飼育室に搬入するものとする。
- (2) 浜松医科大学附属動物実験施設(以下「施設」という。)内の飼育室間の動物の移動は実験動物管理者の許可を得て行うものとする。
- (3) 施設外に持ち出した動物を再度施設内に持ち込む場合は、事前に所定の再搬入許可願を提出し、光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部長(以下「部長」という。)の許可を得るものとする。
- (4) 遺伝子改変動物の大学内での運搬に際しては、逃亡その他拡散しない構造を持つジッパー付の移動用バッグを使用するものとする。

(飼料)

第 3 条 利用者は、動物種ごとに光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部(以下「部」という。)で一括購入した飼料を使用するものとする。

- 2 利用者は、希望する飼料を使用する場合は、事前に特殊飼料使用願を提出し、部長の許可を得るものとする。
- 3 利用者が飼料を使用する場合は、使用の 7 日前までに所定の注文表に記入するものとする。

(飼養器材等)

第 4 条 動物を飼養保管する場合は、原則として部で定めた飼養器材等を使用するものとする。

- 2 遺伝子改変動物を飼養保管する場合は、原則として部で定める逃亡防止用のケージバンドを使用するものとする。
- 3 特殊な動物実験を目的として器材等を飼養保管に使用する場合は、実験動物管理者の指示に従わなければならない。
- 4 利用者が飼育器材等を使用する場合は、使用の 7 日前までに所定の注文表に記入するものとする。

(飼料及び飼育器材等の取扱い)

第 5 条 飼料、飼育器材等の整備・点検・洗浄・消毒滅菌、滅菌器材の取扱い及び飼育器材等の飼育室への運搬は、部の職員が行うものとする。なお、使用済み器材等の洗浄室への運搬及び処理は原則として利用者が行うものとする。

- 2 飼養保管で生じた汚物、塵芥等は、利用者が洗浄室の汚物処理コーナー及び汚物処理室で処理するものとする。



- 3 使用済みの床敷式飼育ケージ、蓋、給水瓶等は、利用者が洗浄室に運び、適切に処理した後、消毒液を噴霧するものとする。

(飼育管理等)

第 6 条 動物の飼育及び繁殖については、動物種ごとに標準操作手順書 (SOP: Standard Operation Procedure) に基づくものとする。

- 2 床敷式で飼育する動物の飼育管理、給餌、給水、ケージ交換及び飼育室内清掃は、原則として利用者が行うものとする。
- 3 金網式で飼育する動物の飼育管理、給餌、給水及び清掃作業は、部の職員が行うものとする。なお、土曜日、日曜日並びに祝祭日については、利用者が給餌、給水を行うものとする。

(死体等の処理)

第 7 条 動物が死亡した場合は実験に支障がない限り、剖検等を行って死亡原因を特定するなどに努めるものとする。

- 2 死体等の処理は、利用者が所定のビニール袋等に入れ、重量を所定のノートに記入しフリーザーに収容するものとする。
- 3 動物の死体は、浜松市斎場で焼却するものとする。なお、焼却に係る費用は、講座等が出した死体の重量に応じて負担するものとする。

(不測の事態及び事故時の措置)

第 8 条 利用者は、感染症の疑いのある動物若しくは他に重大な影響を及ぼす可能性のある動物を発見したときは、実験動物管理者の指示の下に適切な処置を講じなければならない。

- 2 利用者は、不測の事故等により傷害を受けた動物に対しては、原則として、実験動物管理者の指示の下、可能な範囲において治療を試みなければならない。
- 3 部長は、施設・設備の事故等が動物に被害を与える可能性がある場合は、直ちに光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部運営委員会 (以下「委員会」という。) の議を経て必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要するときは、必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

(利用の禁止等)

第 9 条 利用者がこの細則及び部長の指示等を遵守しない場合、若しくは他に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は委員会の議を経て施設の利用を禁止、又はその利用を停止することができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

(遵守状況の点検)

第 10 条 遵守すべき事項については別途用意する台帳等に下記を記録し、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 (平成 25 年環境省告示第 84 号) の第 1 一般原則の「4 その他」、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成 18 年文部科学省告示第 71 号) の「第 6 その他」並びに規程第 32 条「第 2 項」に基づく自己点検及び「第 4 項」に基づく外部検証の資料に資することとする。

- (1) 実験動物の購入記録
- (2) 実験動物の搬入及び搬出記録
- (3) 実験動物の死体の処分及び焼却記録
- (4) 標準操作手順書 (SOP: Standard Operation Procedure) の点検記録
- (5) 実験動物の微生物定期検査記録

(6) 感染事故記録

(その他)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、飼養保管並びに苦痛の軽減に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 25 日細則第 11 号)

この細則は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日細則第 22 号)

この細則は、平成 27 年 9 月 15 日から施行し、平成 27 年 7 月 29 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日細則第 24 号)

この細則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 11 月 8 日細則第 25 号)

この細則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行し、平成 29 年 10 月 10 日から適用する。

附 則(平成 30 年 1 月 12 日細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 18 日細則第 6 号)

この細則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。

## 浜松医科大学動物実験細則

(平成 19 年 6 月 27 日細則第 13 号)

改正 平成 26 年 7 月 25 日細則第 10 号 平成 27 年 9 月 15 日細則第 21 号  
平成 28 年 5 月 26 日細則第 25 号 平成 29 年 11 月 8 日細則第 24 号  
令和元年 12 月 11 日細則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程(平成 19 年規程第 5 号。以下「規程」という。)第 36 条に基づき浜松医科大学(以下「本学」という。)で行われる動物実験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(動物実験の実施資格)

第 2 条 動物実験を行おうとする者(以下「動物実験実施者」という。)は、浜松医科大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育訓練を受けなければならない。

2 動物実験実施者は他大学あるいは研究機関等において教育訓練を受けた場合は、受講証明を提示するなど、委員会が認めた場合には教育訓練の一部又は全部を免除される。

3 動物実験実施者(教員、研究者および大学院生)は、所定の研究倫理教育を修了しなければならない。

(動物実験に係る計画書並びに報告書の提出)

第 3 条 動物実験実施者は動物実験を行う場合、規程第 11 条に規定する所定の動物実験計画書(以下「計画書」という。)を作成し、学長の承認を得るものとする。

2 計画書に記載する計画期間は、5 年を超えることはできない。継続して実験を行う場合は改めて計画書を学長へ提出し、承認を得るものとする。

3 動物実験責任者は、申請が複数年度の動物実験計画書については最終年度を除く毎年度において中間報告書を、また、最終年度には(完了)報告書を所定の書式を用いて作成し、学長へ提出しなければならない。もし、申請した動物実験を中止あるいは期間内に終了したい場合は、理由を付して、それまでに得られた結果を記録した(中止あるいは終了)報告書を学長へ提出しなければならない。

(動物実験の実施場所)

第 4 条 動物実験並びに動物飼養保管は、動物実験施設(以下「施設」という。)の他、学長が承認した動物実験室並びに飼養保管施設(以下「実験施設」という。)で行わなければならない。

2 動物実験実施者は、実験施設においても動物の健康管理及び衛生管理に注意を払うことはもとより、動物による実施者に対する危害の防止策を講じる。

3 動物実験実施者は、遺伝子組換え動物を扱う場合には、当該施設について本学遺伝子組換え実験安全委員会の査察を受け、取り扱う組換え体の物理的封じ込めレベルに応じ、学長の承認を得なければならない。

(動物実験における 3R の遵守)

第 5 条 動物実験実施者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 代替法(Replacement)、使用数の削減(Reduction)並びに苦痛の軽減(Refinement)を考慮しなければならない。

(2) 代替法については、より下等な動物あるいは植物または細胞を使うなどを考慮する。

- (3) 使用数の削減については、使用する動物数を減ずるのみならず、統計学的手法を利用するなどにより、結果の再現性が最大となるよう考慮する。
- (4) 苦痛の軽減については、麻酔薬等の適切な利用によって行う。なお、麻酔薬の中には麻薬指定の薬剤もあることから、その使用に当っては免許を取得するほか、関連法令を遵守し、安全に取り扱わなければならない。

(死体等の処理)

第 6 条 動物実験実施者は次に掲げる処理を行なうものとする。

- (1) 動物の死体等の処理については、光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部(以下「部」という。)が定めたビニール袋等に入れ、重量を所定のノートに記入しフリーザーに収容するものとする。
- (2) 飼養及び実験に付随して生じた汚物、塵芥は、利用者が汚物処理室で処理するものとする。なお実験に際して生じた血液等の付着した脱脂綿、ガーゼ、実験機器等はそれぞれ定められた処理をしなければならない。
- (3) 実験で使用した飼育ケージ等は、利用者が洗浄室に運び、処理を行う。

(実験器具等)

第 7 条 動物実験に使用する実験機器等は、原則として動物実験実施者が準備するものとする。

- 2 動物実験実施者が施設に持ち込むことができる実験機器等は、オートクレーブ滅菌及びアルコール消毒した必要最小限のものとする。
- 3 動物実験実施者は施設に実験機器等を常置する場合には、所定の機器搬入許可願を光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部長(以下「部長」という。)に提出し、部長の許可を受けるものとする。この場合、実験機器等を施設に常置できる期間は、1年以内とし、年度を超えることはできない。ただし、継続して実験し、実験機器等の常置を希望する場合は、改めて機器搬入許可願を提出するものとする。

(異常動物の使用禁止)

第 8 条 利用者は、感染症の疑いのある動物若しくは他に重大な影響を及ぼす可能性のある動物を実験に使用してはならない。

(緊急時の対応)

第 9 条 動物実験実施者は異常動物あるいは異常設備等を発見した場合は、別途定める部の連絡網により関係者へ連絡をしなければならない。

(罰則等)

第 10 条 利用者がこの細則及び部長の指示等を遵守しない場合、又は他に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は委員会の議を経て実験の禁止、その後の実験を停止させることができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

- 2 動物実験報告書を提出しない者については、新たな動物実験計画書は受理しない。ただし、動物実験報告書の提出を確認後は、新たな動物実験計画書を受理するものとする。

(遵守状況の点検)

第 11 条 遵守すべき事項については別途用意する台帳等に記録し、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 25 年環境省告示第 84 号)の第 1 一般原則の「4 その他」、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文

部科学省告示第 71 号)の「第 6 その他」並びに規程第 32 条「第 2 項」に基づく自己点検及び「第 4 項」に基づく外部検証の資料に資することとする。

- (1) 教育訓練記録
- (2) 動物実験報告書
- (3) 実験室及び飼養保管施設の承認のための訪問調査記録
- (4) 実験動物の健康管理記録
- (5) 飼養保管施設の衛生管理記録
- (6) 安全管理を要する実験を行う施設の管理記録
- (7) 実験動物の死体の処分及び焼却記録
- (8) 実験機器等の搬入・搬出記録 1

附 則

この細則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 25 日細則第 10 号)

この細則は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日細則第 21 号)

この細則は、平成 27 年 9 月 15 日から施行し、平成 27 年 7 月 29 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日細則第 25 号)

この細則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 11 月 8 日細則第 24 号)

この細則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行し、平成 29 年 10 月 10 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 11 日細則第 33 号)

この細則は、令和元年 12 月 11 日から施行する。

## 浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程

(平成 27 年 12 月 3 日規程第 75 号)

改正 平成 29 年 3 月 7 日規程第 15 号 平成 29 年 9 月 14 日規程第 48 号

平成 31 年 3 月 27 日規程第 33 号 令和元年 10 月 10 日規程第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成16年規則第25号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、浜松医科大学光先端医学教育研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、光医学教育研究拠点における先進的光医学の学際的研究を横断的な研究推進により創出し、その総合的窓口としての役割を果し、教育・研究資源の効率的な運用を図るとともに、人材育成に努め、もって医学の進展に寄与することを目的とする。

(センター長)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、学長の任期の末日とする。

5 前項のセンター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第 4 条 センターに、センターの運営に関する重要事項について協議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営については、教育研究評議会で審議し、学長が別に定める。

(総合運営委員会)

第 5 条 センターに、センターの運営に関する事項について、企画、調査及び立案並びに各部に置く運営委員会との連絡調整を行うため、総合運営委員会を置く。

2 センター長は、必要に応じて総合運営委員会を招集することができる。

3 総合運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(部)

第 6 条 センターに、次に掲げる部を置く。

(1) フォトニクス医学研究部

(2) 医用動物資源支援部

(3) 先進機器共用推進部

(4) ナノスーツ開発研究部

(フォトニクス医学研究部)

第 7 条 フォトニクス医学研究部(以下「フォトニクス部」という。)の役割は、光関連技術と種々のイメージング法を開発して疾患の克服と健康維持に役立つ医学の発展に資するとともに、それを遂行できる人材を育成することとする。

- 2 フォトニクス部に、次に掲げる職員を置く。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長
  - (3) 教授
  - (4) 准教授
  - (5) 助教
  - (6) その他の職員
- 3 部長は、フォトニクス部の業務を掌理し、センター長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 部長は、センター長が推薦し、学長が任命する。
- 5 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日とする。
- 6 前項の部長に欠員が生じた場合の補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副部長は、部長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 8 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。
- 9 副部長の任期は、当該副部長を指名した部長の任期の末日までとする。
- 10 前項の副部長に欠員が生じた場合の補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 フォトニクス部に、次に掲げる研究室を置く。
  - (1) 光イメージング研究室
  - (2) 光ゲノム医学研究室
  - (3) システム分子解剖学研究室
  - (4) 分子病態イメージング研究室
  - (5) イノベーション光医学研究室
  - (6) 生体機能イメージング研究室
  - (7) 生体医用光学研究室
- 12 フォトニクス部に、バイオフィotonicsイノベーション寄附研究室を置き、もって研究の豊富化及び活性化を図る。
- 13 フォトニクス部に、特定の事項を協議するため運営委員会を置く。
- 14 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(医用動物資源支援部)

第 8 条 医用動物資源支援部(以下「支援部」という。)の役割は、実験動物の飼育管理及び動物実験の施設・設備を専門化・総合化することにより、動物実験の効率化を図り、医学の研究及び教育に資することとする。

- 2 支援部に、次に掲げる職員を置く。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長
  - (3) 准教授
  - (4) 助教
  - (5) その他の職員
- 3 部長は、支援部の業務を掌理し、センター長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 部長は、センター長が推薦し、学長が任命する。

- 5 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日とする。
- 6 前項の部長に欠員が生じた場合の補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副部長は、部長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 8 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。
- 9 副部長の任期は、当該副部長を指名した部長の任期の末日までとする。
- 10 前項の副部長に欠員が生じた場合の補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 支援部に、医用動物研究開発室を置く。
- 12 医用動物研究開発室に、動物資源管理部門を置く。
- 13 支援部に、特定の事項を協議するため運営委員会を置く。
- 14 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(先進機器共用推進部)

第9条 先進機器共用推進部(以下「共用推進部」という。)の役割は、教育研究設備の共同利用及びその運営体制の統合により、先進機器・技術を用いた研究の効率化と発展につなげ、共同研究を推進することとする。

- 2 共用推進部に、次に掲げる職員を置く。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長
  - (3) 准教授
  - (4) その他の職員
- 3 部長は、共用推進部の業務を掌理し、センター長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 部長は、センター長が推薦し、学長が任命する。
- 5 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日とする。
- 6 前項の部長に欠員が生じた場合の補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副部長は、部長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 8 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。
- 9 副部長の任期は、当該副部長を指名した部長の任期の末日までとする。
- 10 前項の副部長に欠員が生じた場合の補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 共用推進部に、先進機器研究推進室を置く。
- 12 先進機器研究推進室に、機器共用支援部門を置く。
- 13 機器共用支援部門に、RIセンターを置く。
- 14 機器共用支援部門が担当する機能については、別に定める。
- 15 共用推進部に、特定の事項を協議するため運営委員会を置く。
- 16 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(ナノスーツ開発研究部)

第10条 ナノスーツ開発研究部(以下「ナノスーツ部」という。)の役割は、本学で発明されたナノスーツ法の医学、医療、生命科学、工学等への応用のために、光技術との融合も図りつつ、さらなる基礎的開発を遂行するとともに、本センターの他の部、本学医学部の諸講座等のみならず、国内外の研究機関との共同研究、連携研究をも展開することで、異分



野間連携による新医療技術や医療機器、さらには人間社会一般に有益な機器、技術等の開発と実用化を広範囲に推進し、もって大学機能強化に資するものとする。

- 2 ナノスーツ部に、次に掲げる職員を置く。
  - (1) 部長
  - (2) 副部長
  - (3) 准教授
  - (4) その他の職員
- 3 部長は、ナノスーツ部の業務を掌理し、センター長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 部長は、センター長が推薦し、学長が任命する。
- 5 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日とする。
- 6 前項の部長に欠員が生じた場合の補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副部長は、部長の職務を助け、必要に応じてその職務を代行する。
- 8 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。
- 9 副部長の任期は、当該副部長を指名した部長の任期の末日までとする。
- 10 前項の副部長に欠員が生じた場合の補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 ナノスーツ部に、ナノスーツ開発研究室を置く。
- 12 ナノスーツ部に、特定の事項を協議するため運営委員会を置く。
- 13 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用者会)

第 11 条 動物資源管理部門の動物管理業務に関する事項及び機器共用支援部門が担当する機能ごとにその利用に関する具体的な事項について協議するため、利用者会を置くことができる。

- 2 利用者会は、当該部門又は当該機能を担当する職員及び利用者をもって構成する。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、運営協議会に諮って、学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、第7条第4項の規定にかかわらずフォトニクス医学研究部長は、施行日前日にメディカルフォトニクス研究センター長である者を、第8条第4項の規定にかかわらず医用動物資源支援部長は、施行日前日に動物実験施設長である者を、及び第9条第4項の規定にかかわらず先進機器共用推進部長は、施行日前日に実験実習機器センター長である者をそれぞれもって充て、浜松医科大学施設長選考任期基準(平成16年規程第73号)第3条及び第4条により選考されたものとみなし、その任期は、同基準第5条並びに第7条第5項、第8条第5項及び第9条第5項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行の際、第10条第4項の規定にかかわらず産学官連携推進部長は、施行日前日に産学官共同研究センター長である者をもって充て、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。

- 4 浜松医科大学メディカルフォトンクス研究センター規程(平成23年規程第1号)、浜松医科大学動物実験施設規程(平成16年規程第99号)、浜松医科大学実験実習機器センター規程(平成16年規程第171号)及び浜松医科大学産学官共同研究センター規程(平成23年規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成29年3月7日規程第15号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月14日規程第48号)

この規程は、平成29年9月14日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規程第33号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月10日規程第67号)

この規程は、令和元年10月10日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

## 浜松医科大学光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部 運営委員会内規

(平成 27 年 12 月 16 日内規第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程(平成 27 年規程第 75 号)第 8 条第 14 項の規定に基づき、浜松医科大学光先端医学教育研究センター(以下「センター」という。)に置く医用動物資源支援部(以下「部」という。)の運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部の基本方針の策定に関する事。
- (2) 部の管理運営に関する事。
- (3) 部の事業計画、予算に関する事。
- (4) 部の利用に関する事。
- (5) その他部の運営に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 部の利用者 若干名
- (4) その他部長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号及び第 4 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって委員会の決定とする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を得て、意見等を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成 27 年 12 月 16 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

- 2 この内規施行後、最初に選出される第 3 条第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、第 4 条の規定に関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## 自己点検資料 6

## 浜松医科大学動物実験施設利用細則

(平成 19 年 6 月 27 日細則第 15 号)

改正平成 26 年 7 月 25 日細則第 12 号 平成 27 年 9 月 15 日細則第 23 号  
平成 28 年 5 月 26 日細則第 26 号 平成 29 年 4 月 28 日細則第 13 号  
平成 29 年 11 月 8 日細則第 26 号 平成 30 年 11 月 16 日細則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、浜松医科大学光先端医学教育研究センター規程(平成 27 年規程第 75 号)第 8 条第 14 項の規定に基づき、浜松医科大学 RI 動物実験施設(RI センターを除く。以下「施設」という。)の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用者等)

第 2 条 施設を利用できる者(以下「利用者」という。)は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程(平成 19 年規程第 5 号。以下「規程」という。)第 31 条に規定する教育訓練を受けた職員、学生及び浜松医科大学研究員等規程(平成 16 年規程第 95 号)第 2 条に規定する者とする。

2 利用者以外で施設へ入退出できる者は、光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部長(以下「部長」という。)が認める者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 施設設備等の点検等を行う者及び納品業者等

(2) 第 1 項に規定する者に同伴する学内、学外の施設訪問者

(教育訓練申込及び利用登録申請)

第 3 条 利用者は浜松医科大学の動物実験室又は飼養保管施設を利用する場合、教育訓練申込書兼動物実験施設等利用登録申請書を部長に提出し、動物実験委員会が行う教育訓練を受けなければならない。

2 教育訓練の受講が完了した者は、IC カードでの施設の利用を認める。

(施設への入退出及び利用時間)

第 4 条 施設への入退出は、IC カード(職員証、学生証等)を利用して施設の正面玄関から行う。

2 施設の利用時間は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、実験の都合上、部長が必要と認めた場合には、この限りではない。

(動物実験の実施)

第 5 条 利用者が動物実験を行う場合、施設内の定められた場所において規程及び浜松医科大学動物実験細則(平成 19 年細則第 13 号。以下「細則」という。)を遵守し、実施するものとする。

(動物の購入又は導入手続き)

第 6 条 利用者は、動物を購入又は導入する場合は光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部(以下「部」という。)経由するものとし、納品の 7 日前までに実験動物購入申込書又は動物導入許可願を部長に提出しなければならない。

2 利用者は、外国の実験動物業者又は国内外の大学及び研究機関等から動物を導入する場合は、前項に加えあらかじめ動物導入許可願に入手先(導入元)が発行した微生物学的検査成績を添付すると共に遺伝子改変動物の場合には組換え DNA 実験計画申請

書(第二種使用等)を提出し、施設への搬入について部長の許可を得なければならない。  
なお、導入に際し、費用が必要な場合は、利用者負担とする。

- 3 実験動物管理者は、動物の搬入に際して納品書等に記載されている事項と実験動物購入申込書あるいは動物導入許可願に記載されている事項とを照合する。
- 4 実験動物管理者は、搬入された動物の健康状態を観察し、必要に応じて、利用者と協議の上、適切な措置を講じなければならない。
- 5 実験動物管理者は、搬入された動物を正常と判断した時は、利用者に連絡し、動物を受け渡す。なお、利用者は実験動物管理者から連絡を受けた後、ただちに動物を飼育室に運び、給餌・給水を行う。
- 6 利用者は動物購入又は導入に際しては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号。(カルタヘナ法))、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律 114 号)を遵守しなければならない。

(施設、設備の利用)

第 7 条 施設内の動物飼育室、手術室などを利用する場合は、実験動物管理者の指示により適切に使用しなければならない。

- 2 動物の飼養については、収容する動物の頭数又はケージ数に応じて実験動物管理者が指定した飼育室を使用するものとする。
- 3 特殊な実験については、実験の内容に応じて実験動物管理者が指定した実験室を利用する。
- 4 実験室、エックス線撮影室等については、予約簿に記録し、鍵を借り出して使用するものとする。

(飼育管理費、施設・設備等の利用料)

第 8 条 動物の飼養保管、施設設備、実験機器等の使用にかかる利用料については、国立大学法人浜松医科大学における競争的資金等による学内共同利用施設の利用料等に関する取扱要項 (平成 20 年要項第 1 号)に定める別表のとおりとする。

(不測の事態及び事故時の措置)

第 9 条 利用者は、施設、設備の火災、破損、故障等を発見したときは、連絡網により連絡を行うとともに、適切な処置を講じなければならない。

- 2 部長は、施設、設備の事故等が発生したときは、直ちに運営委員会の議を経て、必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要するときは、必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

(資料等の提出)

第 10 条 利用者は施設を利用して得られた結果として、原著論文及び報告書が公表された場合は、別刷 1 部を部長に提出するものとする。

(利用の禁止等)

第 11 条 利用者が規程、細則等を遵守しない場合、又は他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は学長に報告すると共に委員会の議を経て施設の利用を禁止、又はその後の利用を停止することができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、学長及び委員会に報告するものとする。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 25 日細則第 12 号)

この細則は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日細則第 23 号)

この細則は、平成 27 年 9 月 15 日から施行し、平成 27 年 7 月 29 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日細則第 26 号)

この細則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 4 月 28 日細則第 13 号)

この細則は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 8 日細則第 26 号)

この細則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行し、平成 29 年 10 月 10 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 16 日細則第 30 号)

この細則は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

医用動物資源支援部			
動物資源管理部門			
区 分	利用料金(円)	備 考	
小分け飼料	520	1kgにつき	
モルモット飼育受託費	32	1日、1頭につき	
ウサギ飼育受託費	84	1日、1頭につき	
イヌ飼育受託費	215	1日、1頭につき	
サル飼育受託費	243	1日、1頭につき	
マーモセット飼育受託費	69	1日、1頭につき	
ラット飼育受託費	19	1日、1頭につき	
マウス（小ケージ）飼育受託費	33	1日、1ケージにつき	
マウス（中ケージ）飼育受託費	45	1日、1ケージにつき	
ブタ飼育受託費	300	1日、1頭につき	
精子凍結保存	8,000	1年、1件につき	
精子凍結	10,000	1件につき	
KPバッグ大	350	10枚につき	
KPバッグ小	200	10枚につき	
ケージバンド	100	1本につき	
ガンマ線滅菌小分け飼料	670	1kgにつき	
（滅菌準備費）			
マウスケージ（小サイズ）	11	1個につき	
マウスケージ（中サイズ）	22	1個につき	
マウスケージ用フタ（小サイズ）	4	1個につき	
マウスケージ用フタ（中サイズ）	5	1個につき	
マウス給水瓶（空）	10	1個につき	
マウス給水瓶（滅菌水詰）	11	1個につき	
ラットケージ	55	1個につき	
ラットケージ用フタ	10	1個につき	
ラット給水瓶（空）	22	1個につき	
飼料の滅菌	22	1kgにつき（5kg単位切り上げ）	
使用済小ケージ	10	1個につき	
使用済給水瓶	10	1個につき	
使用済小フタ	4	1個につき	
中ケージフタ処理	5	1個につき	
中ケージ処理	22	1個につき	
アルミケージ洗浄費	10	1個につき	
アルミケージフタ洗浄費	5	1個につき	
特別滅菌小	100	1個につき	
特別滅菌中	200	1個につき	
特別滅菌大	300	1個につき	
特別滅菌特大	400	1個につき	
フィルター代	1,000	1つあたり1か月につき	
持ち込み飼料	300	1kgにつき	
動物手技講習代	2,000	1件につき	
胚凍結	30,000	1件につき	
〃	20,000	1件につき 目的の受精卵が得られなかった場合	
凍結精子・胚輸送	20,000	1件につき 配送料及び返送料は別途依頼者負担	
体外受精による個体生産	80,000	1件につき	
〃	38,000	1件につき 目的の産仔が得られなかった場合	
遺伝子改変動物作成（in vitroエレクトロポレーション法）	120,000	1件につき	
〃	37,000	1件につき 目的の遺伝子改変個体が得られなかった場合	



医用動物資源支援部						
動物資源管理部門						
区 分		利用料金(円)	備 考			
遺伝子改変動物作成 (マイクロインジェクション法)		155,000	1件につき			
"		75,000	1件につき 目的の遺伝子改変個体が得られなかった場合			
遺伝子改変動物作成 (in vivoエレクトロポレーション法)		102,000	1件につき			
"		25,000	1件につき 目的の遺伝子改変個体が得られなかった場合			

## 令和2年度 浜松医科大学動物実験委員会委員名簿

	氏名	所属	動物実験規程第6条「委員会の構成」に基づく分類
委員長	鈴木 哲朗	医用動物支援資源部 (ウイルス・寄生虫)	医用動物支援資源部 部長
副委員長	高林 秀次	医用動物支援資源部	実験動物に関して優れた識見を有する委員
委員	永田 年	看護学科	実験動物に関して優れた識見を有する委員
委員	伊藤 泰介	皮膚科	実験動物に関して優れた識見を有する委員
委員	新村 和也	腫瘍病理学	動物実験に関して優れた識見を有する委員
委員	華表 友暁	細胞分子解剖学	動物実験に関して優れた識見を有する委員
委員	小松 哲也	放射線腫瘍学	動物実験に関して優れた識見を有する委員
委員	大磯義一郎	法学	有識者
委員	大畑 克彦	静岡県動物管理指導 センター所長	学外の有識者(獣医師)
委員	青島 拓也	医用動物支援資源部	飼育技術者

## 令和 2 年度 浜松医科大学動物実験委員会開催

	開催日	審議内容
本委員会	令和 2 年 7 月 15 日	自己点検評価、規定等の改正 等
1 持ち回り	令和 2 年 5 月 8 日	動物実験計画(新規 5 件)
2 持ち回り	令和 2 年 6 月 5 日	動物実験計画(新規 5 件)、動物実験室の設置(1 件)、施設等(飼養保管施設・実験室)の廃止(1 件)
3 持ち回り	令和 2 年 7 月 1 日	動物実験計画(新規 8 件、変更 1 件)
4 持ち回り	令和 2 年 8 月 19 日	動物実験計画(新規 7 件、変更 2 件)、動物実験室の設置(1 件)、施設等(飼養保管施設・実験室)の廃止(1 件)
5 持ち回り	令和 2 年 8 月 28 日	動物実験計画(新規 5 件、変更 1 件)
6 持ち回り	令和 2 年 9 月 28 日	動物実験計画(新規 4 件、変更 1 件)
7 持ち回り	令和 2 年 10 月 20 日	動物実験施設の空調工事に伴う飼育室及び実験室の移動
8 持ち回り	令和 2 年 11 月 17 日	動物実験計画(新規 5 件)、動物実験室の設置(1 件)
9 持ち回り	令和 2 年 12 月 1 日	動物実験計画(新規 3 件、変更 1 件)、動物実験施設の空調工事に伴う飼育室及び実験室の移動
10 持ち回り	令和 2 年 12 月 21 日	動物実験室の設置(1 件)
11 持ち回り	令和 3 年 2 月 3 日	動物実験計画(新規 6 件、変更 1 件)、動物実験室の設置(2 件)
12 持ち回り	令和 3 年 3 月 5 日	動物実験計画(新規 9 件、変更 17 件)、動物実験室の設置(2 件)
13 持ち回り	令和 3 年 3 月 16 日	動物実験計画(新規 13 件、変更 1 件)
		動物実験計画(新規 70 件、変更 25 件) 実験室の設置(8 件)、施設等(飼養保管施設・実験室)の廃止(2 件)

## 令和 2 年度 動物実験計画の学長承認

	開催日	承認件数	バイオ セーフティ	組換え DNA	放射線	化学 発癌
1	令和 2 年 5 月 8 日	5	0	4	0	0
2	令和 2 年 6 月 5 日	5	0	1	0	0
3	令和 2 年 7 月 1 日	8	0	5	2	0
4	令和 2 年 8 月 19 日	9	0	3	1	0
5	令和 2 年 8 月 28 日	5	0	2	1	0
6	令和 2 年 9 月 28 日	5	0	4	0	0
7	令和 2 年 10 月 20 日	0	0	0	0	0
8	令和 2 年 11 月 17 日	5	0	3	0	0
9	令和 2 年 12 月 1 日	4	0	3	0	0
10	令和 2 年 12 月 21 日	0	0	0	0	0
11	令和 3 年 2 月 3 日	7	2	3	1	0
12	令和 3 年 3 月 5 日	22	1	6	4	0
13	令和 3 年 3 月 16 日	8	0	3	0	1
合計		83	3	37	9	1

## 令和 2 年度浜松医科大学教育訓練実績

## 1. 開催記録

回	開催日	受講者数	備考	
1	令和 2 年 4.2	8	登録番号 1288～1295	
2	4.15	5	登録番号 1296～1300	
3	5.8	5	登録番号 1301～1303	
4	6.2	1	登録番号 1304	
5	7.2	4	登録番号 1305～1308	
6	8.20	8	(登録番号を与えない)	基礎配属学生 (3 年次生)
7	9.30	3	登録番号 1309～1311	
8	10.2	3	登録番号 1312～1314	
9	10.12	112	(登録番号を与えない)	医学部医学科 (1 年生)
10	11.4	2	登録番号 1315～1316	
11	11.24	2	登録番号 1317～1318	英語講習
12	12.1	1	登録番号 1319	
13	令和 3 年 1.4	1	登録番号 1320	
14	2.1	2	登録番号 1321～1322	
15	3.2	1	登録番号 1324	

合計 **158 名** (R01:176 名 H30:214 名)

2. 講師 高林秀次(動物実験委員会委員)

3. eAPRIN「実験動物の取り扱い」

## 自己点検資料 11

## 令和 2 年度 実験動物搬入数および 1 日当たりの飼育頭数

## 実験動物搬入数

	年度	マウス	ラット	ハムスター	モルモット	ウサギ	イヌ	マカクサル	ブタ	スナネズミ	合計
購入数	H28	4,955	1,426	0	0	67	10	2	37	0	6,497
	H29	5,161	1,060	0	91	37	0	0	7	0	6,356
	H30	4,652	1,198	88	37	21	0	0	24	0	6,356
	R01	4,634	650	24	0	23	0	4	21	0	5,356
	R02	4,743	881	0	23	16	0	0	20	0	5,683

## 1 日当たりの飼育頭数

年度	マウス		ラット		ハムスター	モルモット	ウサギ	イヌ	マカクサル	マーモセット	スナネズミ	合計
	普通動物	遺伝子改変	普通動物	遺伝子改変								
H28	1,800	3,800	330	0	0	0	2	2	8	96	0	6,038
H29	1,578	3,806	311	0	0	0	3	2	8	65	0	5,773
H30	1,579	4,560	313	17	10	0	2	2	6	34	0	6,523
R01	1,421	4,104	298	41	10	0	2	2	8	30	0	5,913
R02	1,160	5,721	430	91	0	23	2	2	6	34	0	7,469

## 実験動物飼養保管に関する標準操作手順書

SOP (Standard Operation Procedure)

## 国立大学法人浜松医科大学における マウスの飼育に関する標準操作手順書

平成 19 年 6 月 27 日

### 1. 趣旨

マウスの健康を保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

### 2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

### 3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているマウス専用飼育ケージ、ふた、給水ビン、床敷(チップ)を用い、そのケージの床面積を考慮して動物を収容する。なお、これらは、すべてオートクレーブ滅菌したものとする。

### 4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着衣する。

### 5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

### 6. ケージ交換ならびに給餌、給水

少なくとも一週間に一度床替(ケージ交換)を行い、同時に給餌給水を行う。動物が自由摂取できるようにケージフタに設けられているバケットに給餌する。上水道水または上水道水を滅菌した滅菌水を給水ビンに充填し、自由摂取できるようにケージフタの所定の位置に装着する。

### 7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ交換時に消毒用エタノールおよびマイクロカットを使用し、飼育だな、床等の衛生管理を行う。

### 8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。繁殖をしている場合は、出産日(推定)、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で保管する。

健康管理の一環として体重測定を定期的に行うことが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

### 9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

### 10. 使用済みケージ等の処理について

使用済みのケージ等を布袋に封じ込め、1階の洗浄室へ運び、汚物処理等を行う。処理等については、別に定められた手順でおこなう。



## 国立大学法人浜松医科大学における ラットの飼育に関する標準操作手順書

平成 19 年 6 月 27 日

### 1. 趣旨

ラットを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

### 2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

### 3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているラットの専用飼育ケージ、ふた、給水ビン、床敷(チップ)を用い、そのケージの床面積を考慮して動物を収容する。なお、これらは、すべてオートクレーブ滅菌したものとする。

### 4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着衣する。

### 5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

### 6. ケージ交換ならびに給餌、給水

少なくとも一週間に一度床替(ケージ交換)を行い、同時に給餌給水を行う。動物が自由摂取できるようにケージフタに設けられているバケットに給餌する。上水道水または上水道水を滅菌した滅菌水を給水ビンに充填し、自由摂取できるようにケージフタの所定の位置に装着する。

### 7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ交換時に消毒用エタノールおよびマイクロカットを使用し、飼育だな、床等の衛生管理を行う。

### 8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。繁殖をしている場合は、出産日(推定)、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で保管する。

健康管理の一環として体重測定を定期的に行うことが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

### 9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

### 10. 使用済みケージ等の処理について

使用済みのケージ等を布袋に封じ込め、1階の洗浄室へ運び、汚物処理等を行う。処理等については、別に定められた手順でおこなう。

国立大学法人浜松医科大学における  
マウス、ラット以外の小動物の飼育に関する標準操作手順書

平成 19 年 6 月 27 日

1. 趣旨

マウス、ラット以外の小動物（ハムスター、スナネズミなど）を健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているマウス、ラット以外の小動物（ハムスター、スナネズミなど）の専用あるいはそれに準ずる飼育ケージ、ふた、給水ビン、床敷（チップ）を用い、そのケージの床面積を考慮して動物を収容する。なお、これらは、すべてオートクレーブ滅菌したものとす。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル（白）に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣（男性用はブルー、女性用はピンク）を着衣する。

5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

6. ケージ交換ならびに給餌、給水

少なくとも一週間に一度床替（ケージ交換）を行い、同時に給餌給水を行う。動物が自由摂取できるようにケージフタに設けられているバケットに給餌する。上水道水または上水道水を滅菌した滅菌水を給水ビンに充填し、自由摂取できるようにケージフタの所定の位置に装着する。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ交換時に消毒用エタノールおよびマイクロカットを使用し、飼育だな、床等の衛生管理を行う。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。繁殖をしている場合は、出産日（推定）、産仔数（頭数）、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で保管する。

健康管理の一環として体重測定を定期的実施することが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

10. 使用済みケージ等の処理について

使用済みのケージ等を布袋に封じ込め、1階の洗浄室へ運び、汚物処理等を行う。処理等については、別に定められた手順でおこなう。

国立大学法人浜松医科大学における  
モルモットの飼育に関する標準操作手順書

2007 年 6 月 27 日  
改定 2011 年 8 月 3 日

1. 趣旨

モルモットを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているモルモット専用飼育ケージを用い、その床面積を考慮して動物を収容する。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着ける。

5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

6. 給餌、給水ならびにケージ交換

給餌は原則として毎日行う。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

給水は自動給水装置で行う。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ交換の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常の状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的に行うことが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

国立大学法人浜松医科大学における  
ウサギの飼育に関する標準操作手順書

2007 年 6 月 27 日  
改定 2011 年 8 月 3 日

1. 趣旨

ウサギを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているウサギ専用飼育ケージを用い、その床面積を考慮して動物を収容する。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着ける。

5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

6. 給餌、給水ならびにケージ交換

給餌は原則として毎日行う。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

給水は自動給水装置で行う。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ交換の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常の状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的に行うことが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

国立大学法人浜松医科大学における  
ネコの飼育に関する標準操作手順書

2007年6月27日  
改定 2011年8月3日

1. 趣旨

ネコを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているネコ専用飼育ケージを用い、その床面積を考慮して動物を収容する。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着ける。

5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後6ヶ月以内のものとする。

6. 給餌、給水ならびにケージ交換

給餌は原則として毎日行う。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

給水は自動給水装置で行う。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ洗浄の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的実施することが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

10. その他

休日祝祭日は、動物を所有する講座等の職員等が給餌を行う。それ以外については、医用動物支援資源部職員が行う。

国立大学法人浜松医科大学における  
イヌの飼育に関する標準操作手順書

2007年6月27日  
改定 2011年8月3日

1. 趣旨

イヌを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているイヌ専用飼育ケージを用い、その床面積を考慮して動物を収容する。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着ける。

5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後6ヶ月以内のものとする。

6. 給餌、給水ならびにケージ交換

給餌は原則として毎日行う。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

給水は自動給水装置で行う。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ洗浄の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的実施することが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

10. その他

休日祝祭日は、動物を所有する講座等の職員等が給餌を行う。それ以外については、医用動物支援資源部職員が行う。

国立大学法人浜松医科大学における  
カニクイザルの飼育に関する標準操作手順書

2007年6月27日  
改定 2011年8月3日  
改定 2014年7月25日

A. 飼育方法について

1. 趣旨

カニクイザルの飼育方法について定める。

2. 担当者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容

動物はステンレス製ケージ(W600xD600xH700mm)に個別飼育する。

4. 飼料、給餌および給水

(1) 飼料

当大学医用動物支援資源部で定めた飼料(製造後6ヶ月以内のもの)を給餌する。  
試験目的によっては補助食、特殊飼料を与えることもある。

(2) 給餌および給水

1) 給餌:

給餌量は約100g/headとし、専用カップで給餌器に入れて与える。給餌器の回収は、終了点検時に行い洗浄する。翌日が休日の場合には、2日分の餌を与え、終了点検の際に回収し洗浄する。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

2) 給水

5. 日常の作業

- 1) 毎日、一般状態および摂餌量をサルの飼育記録に記録する。
- 2) 摂餌量の判定は、回収した給餌器内の残餌から摂餌量を判定する。
- 3) ケージトレイの汚物は自動洗浄装置で洗浄する。
- 4) ケージ洗浄は実験終了時に行う。但し、汚れが著しい場合はその都度、行う。
- 5) 体重測定を定期的実施する。なお、試験に使用する個体については、試験計画に合わせて体重測定を行う。

## B. サル飼育施設での消毒薬・洗剤の使用について

### 1. 趣旨

サル飼育施設での消毒薬・洗剤の使用について定める。

### 2. サル飼育施設で使用する消毒薬と調製法

#### 1) 使用する器具

メスシリンダー、ビーカー

#### 2) 調製法

メスシリンダーに消毒液を計り取り、ビーカーに移す。次に希釈濃度にするための所定量の水を加えて攪拌する。

#### 3) 消毒薬の設置場所

飼育室内の入り口に手指消毒用と長靴の消毒用をスプレーボトルに設置する。飼育室への入退室の際は、手指および長靴の消毒を行う。

### 3. 消毒薬の種類

#### 1) 次亜塩素酸ナトリウム

・次亜塩素酸ナトリウム(10%) : 製造・販売元 オーヤラックス

・1%次亜塩素酸ナトリウム(10倍希釈液)の有効期限は希釈調整後1日とする。

備考: 塩素系消毒薬の次亜塩素酸ナトリウムでグラム陽性菌、陰性菌およびウイルスに対し有効である。皮膚刺激作用、漂白作用および塩素臭があるが、確実な消毒効果を示す。刺激性が強いため、目に入った時は、直ちに流水で目を洗う。

#### 2) ヒビテン

・ヒビテン(5%) : 製造・販売元 住友製薬株

備考: グルコン酸クロルヘキシジンでグラム陽性菌、陰性菌に対して有効、ウイルスに対しては、まだ効力は確定されていない。皮膚刺激作用も弱く、無臭であることから、手指消毒に適している。

#### 3) 0.05%ヒビデン・アルコール

・0.05%ヒビデン・アルコールの調整

・5.0%ヒビデンを消毒用アルコールで100倍希釈した物

・0.05%ヒビデン・アルコールの有効期間は希釈調整後2ヶ月間とする。

備考: 上記のヒビデンの即効性を期待して、消毒用アルコール(日本薬局方消毒用エタノール)で希釈したもので、グラム陽性菌、陰性菌およびウイルスに対し有効で、手指消毒に適している。

#### 4) 消毒用アルコール

・日本薬局方消毒用エタノール

備考: 栄養型細菌(グラム陽性菌、グラム陰性菌)酵母菌およびウイルスに有効であるが、芽胞および一部ウイルスに対する殺菌効果は期待できない。



## 5. 飼育施設内で使用する消毒薬とその用途

消毒薬	濃度	用途
次亜塩素酸ナトリウム (塩素系消毒液)	10 倍希釈 (1%)	清拭消毒: モップ又は雑巾等に浸し、しぼった後に清拭(例えば床面、壁面) 手指及び履物の消毒 : 飼育室への入退室時 : 検収、検疫期間中の消毒 : 死亡及び瀕死動物の殺処分処理時 MPTP の無毒化(10 分間侵漬) : 調製及び投与時の器具、器材
ヒビテン アルコール	100 倍希釈 (0.05%)	侵漬消毒: 器具、器材 噴霧消毒: 手指の消毒
エタノール (日本薬局方消毒用 エタノール)	80%	侵漬消毒: 給水ノズル 噴霧消毒: 器具、器材

## 6. 施設内の消毒作業時の着衣

つなぎ服、帽子、マスク、ゴム手袋、靴下、長靴の他に必要に応じてビニール前掛け、保護メガネ等の保護具を装着する。

## 7. 洗剤

1) 中性洗剤: ワンダフル(製造元: 花王)

尿石除去剤: タスカルサン(製造元: クスノキ化学)

2) 使用方法

- ・飼育資材、器材の洗浄あるいは試験終了時の部屋の洗浄作業にはワンダフルの原液を 100 倍希釈して使用する。洗剤使用後は、器材を十分に水洗し、洗剤を洗い流す。
- ・飼育資材および器材に付着している尿石除去には、ダートクリーンの原液を 1～20 倍に希釈をして使用する。尿石除去剤を使用した後には器材を十分に水洗し、尿石除去剤を洗い流す。

## C. 異常が発生したときの連絡・対応手順について

### 1. 趣旨

サルの飼育施設で異常が発生したときの連絡・対応手順を定める。

### 2. 飼育関係者等

飼育に関係する者として、「飼育責任者」、「飼育担当者」、「実験動物管理者」および「獣医師」を下記の通り規定する。

飼育責任者 : 当該動物実験計画の実験責任者とし、飼養保管ならびに実験のすべてについて責任を持つ。

飼育担当者 : 医用動物支援資源部技術職員とし、日常の飼育管理業務を行う。

実験動物管理者 : 規程第 2 条(10)の実験動物管理者で、異常に対応する。

獣医師 : 大学と契約した機関等から派遣される「獣医師」で、動物の健康管理および治療等に対応する。

### 3. 異常事態時における連絡網および対応

#### (1) 飼育施設・設備の異常

1) 空調機、温湿度管理等、サル飼育施設に関係する設備はエネルギーセンターが中央管理している。異常が発生した時は、「飼育担当者」へ連絡があり、「飼育担当者」と「飼育責任者」および「実験動物管理者」で異常に対応する。

2) 「飼育責任者」は、動物および実験への影響を推察し、また、記録する。

#### (2) 動物の異常

1) 「飼育責任者」および「飼育担当者」は、日常的にサルを観察し、健康状態を記録する。

2) 「飼育担当者」あるいは「飼育責任者」が動物に身体上の異常を観察した場合、異常内容および対応を記録するとともに「獣医師」および「実験動物管理者」へ連絡する。

3) 実験動物管理者」は、「飼育責任者」および「獣医師」と協議し、治療等の然るべき措置を決定する。

## マーモセットの飼育に関する標準操作手順書

2007 年 6 月 27 日

### 1. 趣旨

マーモセットを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

### 2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

### 3. 動物の収容ケージ等

動物は国内で販売されているマーモセット専用飼育ケージを用い、その床面積を考慮して動物を収容する。

### 4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップを装着し、飼育室専用のサンダル(白)に履き替える。また、飼育室では専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着ける。

### 5. 飼料

飼料は、当施設で定めた製造後 6 ヶ月以内のものとする。

### 6. 給餌、給水ならびにケージ交換

給餌は原則として毎日行う。給水は滅菌水を与える。ケージの洗浄は休日祝祭日を除く毎日行う。

### 7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ洗浄の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。

### 8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常健康状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的実施することが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

### 9. 作業をした者は、点検表にチェックを入れ、確認した後に退室する。

国立大学法人浜松医科大学における  
ニホンザルの飼育に関する標準操作手順書

2009年7月16日

改定 2011年8月3日

改定 2014年7月25日

A. 飼育方法について

1. 趣旨

ニホンザルの飼育方法について定める。

2. 担当者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容

動物はステンレス製ケージ(W600xD600xH700mm または W600xD800xH700mm)に個別飼育する。

4. 飼料、給餌および給水

(1) 飼料

当大学医用動物支援資源部で定めた飼料(製造後6ヶ月以内のもの)を給餌する。試験目的によっては補助食、特殊飼料を与えることもある。

(2) 給餌および給水

給餌量は約 100g/head とし、専用カップで給餌器に入れて与える。給餌器の回収は、終了点検時に行い洗浄する。翌日が休日の場合には、2日分の餌を与え、終了点検の際に回収し洗浄する。なお、土曜日および日曜日については原則として施設職員が給餌を行う。祝祭日および年末年始休暇(12月29日～1月3日)については動物実験責任者もしくは実験実施者が行う。

5. 日常の作業

- 1) 個体ごとに一般状態および摂餌量を毎日記録する。
- 2) 摂餌量の判定は、回収した給餌器内の残餌から摂餌量を判定する。
- 3) ケージトレイに新聞紙を敷き、汚物を受け、新聞紙ごと廃棄する。
- 4) ケージ洗浄は実験終了時に行う。但し、汚れが著しい場合はそのつど行う。
- 5) 体重測定を定期的の実施する。なお、試験に使用する個体については、試験計画に合わせて実施する。

## B. サル飼育施設での消毒薬・洗剤の使用について

### 1. 趣旨

サル飼育施設での消毒薬・洗剤の使用について定める。

### 2. サル飼育施設で使用する消毒薬と調製法

#### 1) 使用する器具

メスシリンダー、ビーカー

#### 2) 調製法

メスシリンダーに消毒液を計り取り、ビーカーに移す。次に希釈濃度にするための所定量の水を加えて攪拌する。

#### 3) 消毒薬の設置場所

飼育室内の入り口に手指消毒用と長靴の消毒用をスプレーボトルに設置する。飼育室への入退室の際は、手指および長靴の消毒を行う。

### 3. 消毒薬の種類

#### 1) 次亜塩素酸ナトリウム

・次亜塩素酸ナトリウム(10%) : 製造・販売元 オーヤラックス

・1%次亜塩素酸ナトリウム(10倍希釈液)の有効期限は希釈調整後1日とする。

備考: 塩素系消毒薬の次亜塩素酸ナトリウムでグラム陽性菌、陰性菌およびウイルスに対し有効である。皮膚刺激作用、漂白作用および塩素臭があるが、確実な消毒効果を示す。刺激性が強いので、目に入った時は、直ちに流水で目を洗う。

#### 2) ヒビテン

・ヒビテン(5%) : 製造・販売元 住友製薬株

備考: グルコン酸クロルヘキシジンでグラム陽性菌、陰性菌に対して有効、ウイルスに対しては、まだ効力は確定されていない。皮膚刺激作用も弱く、無臭であることから、手指消毒に適している。

#### 3) 0.05%ヒビデン・アルコール

・0.05%ヒビデン・アルコールの調整

・5.0%ヒビデンを消毒用アルコールで100倍希釈した物

・0.05%ヒビデン・アルコールの有効期間は希釈調整後2ヶ月間とする。

備考: 上記のヒビデンの即効性を期待して、消毒用アルコール(日本薬局方消毒用エタノール)で希釈したもので、グラム陽性菌、陰性菌およびウイルスに対し有効で、手指消毒に適している。

#### 4) 消毒用アルコール

・日本薬局方消毒用エタノール

備考: 栄養型細菌(グラム陽性菌、グラム陰性菌)酵母菌およびウイルスに有効であるが、芽胞および一部ウイルスに対する殺菌効果は期待できない。

## 5. 飼育施設内で使用する消毒薬とその用途

消毒薬	濃度	用途
次亜塩素酸ナトリウム (塩素系消毒液)	10 倍希釈 (1%)	清拭消毒: モップ又は雑巾等に浸し、しぼった後に清拭(例えば床面、壁面) 手指及び履物の消毒 : 飼育室への入退室時 : 検収、検疫期間中の消毒 : 死亡及び瀕死動物の殺処分処理時 MPTP の無毒化(10 分間侵漬) : 調製及び投与時の器具、器材
ヒビテン アルコール	100 倍希釈 (0.05%)	侵漬消毒: 器具、器材 噴霧消毒: 手指の消毒
エタノール (日本薬局方消毒用 エタノール)	80%	侵漬消毒: 給水ノズル 噴霧消毒: 器具、器材

## 6. 施設内の消毒作業時の着衣

つなぎ服、帽子、マスク、ゴム手袋、靴下、長靴の他に必要に応じてビニール前掛け、保護メガネ等の保護具を装着する。

## 7. 洗剤

1) 中性洗剤: ワンダフル(製造元: 花王)

尿石除去剤: タスカルサン(製造元: クスノキ化学)

2) 使用方法

- ・飼育資材、器材の洗浄あるいは試験終了時の部屋の洗浄作業にはワンダフルの原液を 100 倍希釈して使用する。洗剤使用後は、器材を十分に水洗し、洗剤を洗い流す。
- ・飼育資材および器材に付着している尿石除去には、ダートクリーンの原液を 1~20 倍に希釈をして使用する。尿石除去剤を使用した後には器材を十分に水洗し、尿石除去剤を洗い流す。

## C. 異常が発生したときの連絡・対応手順

### 1. 趣旨

サルの飼育施設で異常が発生したときの連絡・対応手順を定める。

### 2. 飼育関係者等

飼育に関係する者として、「飼育責任者」、「飼育担当者」、「実験動物管理者」および「獣医師」を下記の通り規定する。

飼育責任者 : 当該動物実験計画の実験責任者とし、飼養保管ならびに実験のすべてについて責任を持つ。

飼育担当者 : 医用動物支援資源部技術職員とし、日常の飼育管理業務を行う。

実験動物管理者 : 規程第 2 条(10)の実験動物管理者で、異常に対応する。

獣医師 : 大学と契約した機関等から派遣される「獣医師」で、動物の健康管理および治療等に対応する。

### 4. 異常事態時における連絡網および対応

#### (1) 飼育施設・設備の異常

1) 空調機、温湿度管理等、サル飼育施設に関係する設備はエネルギーセンターが中央管理している。異常が発生した時は、「飼育担当者」へ連絡があり、「飼育担当者」と「飼育責任者」および「実験動物管理者」で異常に対応する。

2) 「飼育責任者」は、動物および実験への影響を推察し、また、記録する。

#### (2) 動物の異常

1) 「飼育責任者」および「飼育担当者」は、日常的にサルを観察し、健康状態を記録する。

2) 「飼育担当者」あるいは「飼育責任者」が動物に身体上の異常を観察した場合、異常内容および対応を記録するとともに「獣医師」および「実験動物管理者」へ連絡する。

3) 実験動物管理者」は、「飼育責任者」および「獣医師」と協議し、治療等の然るべき措置を決定する。

国立大学法人浜松医科大学における  
ミニブタの飼育に関する標準操作手順書

平成 25 年 12 月 25 日

1. 趣旨

ミニブタを健康に保つために必要な飼育管理に関する事項を定める。

2. 対象者

本手順書で教育および実務訓練を終了した者

3. 動物の収容ケージ等

動物の飼養は、国内で販売されているイヌ専用飼育ケージ(内寸:h700×w640×d800mm)を用いる。なお、ミニブタの習性等を考慮し、床にすのこを敷いて使用するものとする。

4. 入室に際しての着衣等について

入室に際しては、マスク、手袋およびキャップ、専用の作業衣(男性用はブルー、女性用はピンク)を着用し、飼育室専用の履物を履くこととする。

なお、実験の内容によっては、実験動物管理者(本学動物実験規程第2条により医用動物支援資源部准教授)と協議し、使用物品等を定めることとする。

5. 飼料

飼料は、当施設で指定した製造後6ヶ月以内のものとする。なお、施設指定以外の飼料を使う場合は、特殊飼料使用願いにより施設長の許可を得るものとする。

6. 給餌、給水ならびにケージの洗浄

給餌、給水およびケージの洗浄は休日祝祭日を除く毎日行う。

7. 飼育室内の消毒等、衛生管理

ケージ洗浄の後、床等の清掃および消毒をマイクロカットを用いて行う。マイクロカット以外の消毒薬を使用する場合は、利用者が購入し、使用するものとする。

8. 動物の観察

実験に影響を与えない頻度で通常の状態ならびに実験による健康への影響の把握を肉眼的に行う。

繁殖をしている場合は、出産日を推定、産仔数(頭数)、雌雄別頭数を記録し、保管する。なお、記録は専用のノート、ケージラベル等で行う。

健康管理の一環として体重測定を定期的に行うことが望ましいが、実験結果、繁殖等に影響があると考えられる場合はその限りでない。

9. 退室に際し、動物数を増減表に記録し、また、点検表にチェックを入れる。

10. その他

実験等の都合により上記の項目および内容に変更を加える場合は、実験動物管理者(本学動物実験規程第2条により医用動物支援資源部准教授)と協議し、また、必要に応じて施設長の許可を得る。

また、上記4、5および7において施設が定める物品等以外のものを使用する場合は、それらは、実験に必要な物品とみなされることから利用者が負担することとする。



## 令和 2 年度 微生物モニタリング実績

実施期間：2020 年 4 月～2021 年 3 月

階と飼育 室番号	2020 年				2021 年			
	4 月 30 日	7 月 1 日	7 月 31 日	9 月 30 日	11 月 6 日	12 月 22 日	1 月 29 日	4 月 13 日
2 階								
201								
3 階								
301								
302								
303								
304								
306								
307								
309								
329								
330								
331								
310								
311								
312								
313								
314								
315								
316								
317								
318								
319								
320								
321								
322								
323								
4 階								
411								
412								
413								
414								
415								
417								
418								
420								
421								
422								

	検査結果が陰性であった。
	検査休止または検査なし(動物を飼育していないため)